

Ⅶ 特別入試方法等

1 推薦入試

実施学部・ 学科等名		産業技術学部		
		産業情報学科		総合デザイン学科
		情報科学専攻	システム工学専攻	
募集 人員	高等 学校	10名	7名	7名
	専攻科	若干名		
出願資格		<p>次の(1)～(3)の要件の全てを満たす者で、特別支援学校長又は高等学校長(中等教育学校長を含む。以下同じ。)が責任を持って推薦できる者としてします。</p> <p>(1) 対象 (P又はIのどちらか該当する者)</p> <p>P) 平成30年3月に特別支援学校の高等部本科を卒業見込みの者又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業見込みの者</p> <p>I) 平成30年3月に特別支援学校又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科を修了見込みの者</p> <p>(2) 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のもの</p> <p>(3) 人物及び学力ともに優れ、本学の志望学科の教育に適性を有する者</p> <p>※評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上を出願の目安とします。</p>		
選抜方法等		特別支援学校長又は高等学校長の推薦に基づき、大学入試センター試験及び学力検査を免除し、「調査書及び推薦書等による書類審査」、「小論文」、「適性検査又は実技検査」及び「面接」の結果を総合して、合格者を決定します。		
出願期間		平成29年11月 1日(水) ～ 11月 7日(火)		
選 抜 期 日		平成29年11月18日(土)		
合格発表日		平成29年12月 1日(金) 13時		
そ の 他		<p>(1) 耳鼻科を専門とする医師による「聴覚障害に関する診断書(本学所定様式)」を提出してください。</p> <p>(2) 聴覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせてください。</p>		

2 推薦入試の実施教科・科目等

学部・学科名		科目名等			
		小論文	適性検査	実技検査	面 接
産業 技術 学部	産業情報学科	◎	◎	—	◎
	総合デザイン学科	◎	—	◎※	◎
摘 要		<p>小論文： 主題についての把握力、文章の表現力・表記力、論理性、独創性等をみる。</p> <p>適性検査： 文章・図形・数式などの理解力と数学的及び論理的な思考力をみる。</p> <p>実技検査： デザインや造形、美術に関する技術力、プレゼンテーション力のほか、創作意欲や独創性等をみる。</p> <p>面 接： 複数の面接員による個別面接。</p> <p>そ の 他： 科目名等の欄で◎印を付した科目等は、必ず受験しなければなりません。</p>			

※実技検査：平成27年4月以降に個人または共同で制作した作品(絵画、デッサン、イラスト、写真、動画、木工、模型など)2点の画像と説明文を本学所定の書式にまとめて出願時に提出してください。試験当日に作品そのものを持参し、説明をしてください。それらに基づいて質疑応答を行います。(共同作品の場合は、志願者本人が担当した部分ができるように説明してください。作品の持参が困難な場合は、作品の特徴や細部までを説明できる写真等を持参してください。)

3 社会人入試

実施学部・ 学科等名	産業技術学部		
	産業情報学科		総合デザイン学科
	情報科学専攻	システム工学専攻	
募集人員	若干名	若干名	若干名
出願資格	<p>平成30年3月31日現在において満20歳に達し、次の各号のいずれかに該当する者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のもものとします。</p> <p>(1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する聾学校を含む。）高等部を卒業した者</p> <p>(2) 高等学校を卒業した者</p> <p>(3) 中等教育学校を卒業した者</p> <p>(4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの</p> <p>(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p>		
選抜方法等	<p>大学入試センター試験及び学力検査を免除し、「調査書等による書類審査」、「小論文」、「適性検査又は実技検査」及び「面接」の結果を総合して、合格者を決定します。</p>		
出願期間	平成29年11月 1日（水）～ 11月 7日（火）		
選抜期日	平成29年11月18日（土）		
合格発表日	平成29年12月 1日（金） 13時		
その他	<p>(1) 耳鼻科を専門とする医師による「聴覚障害に関する診断書（本学所定様式）」を提出してください。</p> <p>(2) 聴覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせてください。</p>		

4 社会人入試の実施教科・科目等

科目名等		小論文	適性検査	実技検査	面接
学部・学科名					
産業技術学部	産業情報学科	◎	◎	—	◎
	総合デザイン学科	◎	—	◎※	◎
摘要	<p>小論文： 主題についての把握力、文章の表現力・表記力、論理性、獨創性等をみる。</p> <p>適性検査： 文章・図形・数式などの理解力と数学的及び論理的な思考力をみる。</p> <p>実技検査： デザインや造形、美術に関する技術力、プレゼンテーション力のほか、創作意欲や獨創性等をみる。</p> <p>面接： 複数の面接員による個別面接。</p> <p>その他： 科目名等の欄で◎印を付した科目等は、必ず受験しなければなりません。</p>				

※実技検査：平成27年4月以降に個人または共同で制作した作品（絵画、デッサン、イラスト、写真、動画、木工、模型など）2点の画像と説明文を本学所定の書式にまとめて出願時に提出してください。試験当日に作品そのものを持参し、説明をしてください。それらに基づいて質疑応答を行います。（共同作品の場合は、志願者本人が担当した部分分かるように説明してください。作品の持参が困難な場合は、作品の特徴や細部までを説明できる写真等を持参してください。）

※ 出願資格の（10）又は（11）による出願者は、出願前に個別の入学資格審査を行いますので、次の申請期間に本学に申請することになります。手続き等の詳細については、下記に照会してください。

申請期間 平成29年9月 6日（水）～ 9月 8日（金）

【照会先】

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15

国立大学法人 筑波技術大学 聴覚障害系支援課 教務係

TEL 029-858-9328,9329/FAX 029-858-9335

取扱日及び時間：月曜日から金曜日の9時から17時まで（※休日（国民の祝日、振替休日）を除く）

Ⅶ-1 アドミッション・オフィス入試の実施教科・科目等

学部・学科等名		科目名等	面接
保健科学部	保健学科	鍼灸学専攻	◎（一般教養に関する質問を含む）
		理学療法学専攻	◎（一般教養に関する質問を含む）
	情報システム学科		◎（一般教養に関する質問を含む）
摘要	(1) 面接 複数の面接員による個別面接とします。 なお、保健学科理学療法学専攻は、面接の際に運動に関する適性検査を行います。 (2) その他 科目名等の欄で◎印を付した科目等は、必ず受験することになります。		

出願資格の(1)又は(1-1)による出願者は、出願前に個別の入学資格審査を行いますので、次の申請期間に本学に申請することになります。手続き等の詳細については、巻末の問合せ先に照会してください。

申請期間 平成29年9月6日（水）～9月8日（金）

Ⅷ 特別入試方法等

1 推薦入試

実施学部 学科等名	保健科学部		
	保健学科		情報システム学科
	鍼灸学専攻	理学療法学専攻	
募集人員	8名	4名	4名
出願資格	次の要件のすべてを満たす者で、特別支援学校校長又は高等学校長（中等教育学校長を含む。以下同じ。）が責任をもって推薦できる者となります。 (1) 平成30年3月に特別支援学校高等部本科を卒業見込みの者又は専攻科を修了見込みの者若しくは高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業見込みの者又は専攻科を修了見込みの者 (2) 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別な方法による教育を必要とすることとなると認められるもの (3) 人物及び学力ともに優れ、本学の志望学科・専攻の教育に適性を有する者		
選抜方法等	特別支援学校校長又は高等学校長の推薦に基づき、大学入試センター試験及び学力検査を免除し、調査書等による書類審査、小論文及び面接の結果を総合して、合格者を決定します。		
出願期間	平成29年11月1日（水）～11月7日（火）		
選抜期日	平成29年11月18日（土）		
合格発表日	平成29年12月1日（金）13時		
その他	(1) 本学所定の様式により、眼科を専門とする医師による「視覚障害に関する診断書」を提出してください。 (2) 視覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせください。		

1-1 推薦入試の実施教科・科目等

学部・学科等名		科目名等	小論文	面接
		保健科学部	保健学科	鍼灸学専攻
理学療法学専攻	◎			◎
情報システム学科	◎		◎	
摘要		(1) 小論文 課題についての記述とします。 (2) 面接 複数の面接員による個別面接とします。 なお、保健学科理学療法学専攻は、面接の際に運動に関する適性検査を行います。 (3) その他 科目名等の欄で◎印を付した科目等は、必ず受験することになります。		

2 社会人入試

実施学部 学科等名	保健科学部		
	保健学科		情報システム学科
	鍼灸学専攻	理学療法学専攻	
募集人員	若干名	若干名	若干名
出願資格	<p>平成30年3月31日現在において満22歳に達し、社会人の経験を1年以上有し、次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別な方法による教育を必要とすることと認められるものとします。</p> <p>(1) 特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校を含む。)高等部を卒業した者</p> <p>(2) 高等学校を卒業した者</p> <p>(3) 中等教育学校を卒業した者</p> <p>(4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者</p> <p>(9) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により大学入学資格検定に合格した者を含む。)</p> <p>(10) 学校教育法(昭和22年法律第28号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの</p> <p>(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</p>		

選抜方法等	大学入試センター試験及び学力検査を免除し、調査書等による書類審査、小論文及び面接の結果を総合して、合格者を決定します。
出願期間	平成29年11月1日(水)～11月7日(火)
選抜期日	平成29年11月18日(土)
合格発表日	平成29年12月1日(金) 13時
その他	(1) 本学所定の様式により、眼科を専門とする医師による「視覚障害に関する診断書」を提出してください。 (2) 視覚障害の程度に関して不明な点は、本学に問い合わせください。

2-1 社会人入試の実施教科・科目等

学部・学科等名		科目名等	小論文	面接
保健科学部	保健学科	鍼灸学専攻	◎	◎
		理学療法学専攻	◎	◎
	情報システム学科		◎	◎
摘要	<p>(1) 小論文 課題についての記述とします。</p> <p>(2) 面接 複数の面接員による個別面接とします。 なお、保健学科理学療法学専攻は、面接の際に運動に関する適性検査を行います。</p> <p>(3) その他 科目名等の欄で◎印を付した科目等は、必ず受験することになります。</p>			

出願資格の(10)又は(11)による出願者は、出願前に個別の入学資格審査を行いますので、次の申請期間に本学に申請することになります。手続き等の詳細については、巻末の問合せ先に照会してください。

申請期間 平成29年9月6日(水)～9月8日(金)

Ⅹ 入学試験に係る情報開示

平成30年度入学試験に係る情報については、次のとおり開示します。

- 試験問題の解答等に関して
前期日程に係る教科・科目の入試問題の解答例を試験終了後に、請求に応じて、報道機関、特別支援学校、高等学校及び出版社等に提供します。
- 合格者成績に関して
合格者の合格最高・最低点及び平均点等に係る成績については、不開示とします。
- 個人成績に関して
不合格となった受験者本人に対し、請求に応じて次のとおり成績等を開示します。
(1) 成績を点数で表している場合は、得点及び総合得点を開示します。
(2) 成績を評価(A,B,C等)で表している場合は、当該段階評価を開示します。
(3) 調査書については、客観的な数字、成績評価、出欠の記録及びクラブ活動等の記録等(「指導上参考となる諸事項」及び「備考」等、教員が自由に記述した部分を除く。)を開示します。
- 請求方法
(1) 上記「3 個人成績に関して」の(1)(2)については、「国立大学法人筑波技術大学入学試験に係る個人情報開示請求書」を視覚障害系支援課教務係に請求し、必要事項を記入の上、返信用封筒(長型3号の封筒に郵便番号・住所・氏名を明記し、簡易書留料金402円分の切手を貼ったもの)と受験票を同封し、申請してください。
(2) 「3 個人成績に関して」の(3)については、「国立大学法人筑波技術大学入学試験に係る個人情報開示請求書」を視覚障害系支援課教務係に請求し、必要事項を記入の上、申請してください。日程調整の上、本学視覚障害系支援課教務係で閲覧開示します。
(3) 開示申請受付等期間は、次のとおりです。
平成30年5月1日(火)から6月29日(金)
ただし、土・日曜日及び祝休日を除く、9時から16時までとします。
本学における閲覧時は、本学の受験票等、本人であることを確認できるものを持参してください。
なお、開示請求にあたっては、必ず、事前に電話で問い合わせ願います。